

Newsletter

# NIME

独立行政法人メディア教育開発センター

特集

## 高等教育における教員の ICT活用による教育力向上に向けて

### Contents

● 特集

青木久美子  
国際シンポジウム2007

● トピック 1

篠原正典  
大学のICT活用教育  
の立ち上げ支援

● トピック 2

尾崎史郎  
「ICT活用教育と著作権」  
フォーラム

● アナウンス

● その他



14

秋号

2007.10

## 国際シンポジウム2007

### 「高等教育における教員のICT活用による教育力向上に向けて」

平成19年度の大学院設置基準の改定で、大学院において教員を対象とした教育力向上への取り組み（FD:ファカルティ・デベロップメント）が義務付けられ、また、平成20年4月から大学設置基準でも同様の改定が行われることになったため、大学等においてFDの取り組みが急務になってきている。

これを踏まえ、メディア教育開発センター（NIME）は、教員のICT活用による教育力向上をテーマとした国際シンポジウムを10月17日に開催した。米国、英国、オーストラリア、カナダ、韓国、日本のトップクラスのFDの実践者・研究者を招聘し、諸外国及び日本でのFDの様々な取り組みや課題に対し、示唆に富む発表と質疑応答が行われた。



土屋審議官

開会挨拶の中で、文部科学省高等教育局担当土屋定之審議官は、「知識基盤社会の到来の中で、今後の経済社会の発展を支えていく人材を育てるためには、教員の教育力向上は不可欠な取

組みであり、その教育力向上に効果的なICTの積極的な導入は大変重要である」とFDの重要性、特に、ICTを効果的に使ったFDの重要性を指摘した。その後、NIME理事長で、本シンポジウム実行委員長の清水康敬が挨拶を行い、「ICTを活用した教員の教育力向上について先進国の事例を学びながら、教員の指導力の向上のために、日本の社会にあったFDのあり方を検討していきたい」と、この国際シンポジウムの趣旨を述べた。



清水理事長

る環境を造っていかねばならない、と述べた。また、どうしたら、学生をもっと能動的に学習に参加させることができるか、というペダゴジー（教授法）をまず考え、それを達成するためのツールとしてICTが活用されるべきである、と指摘した。

#### 第一セッション

##### 「諸外国における教員のICT活用による教育力向上に向けての教員への支援に関する取り組み」

第一セッションは、NIMEの青木久美子准教授の司会により、サンフランシスコ州立大学インストラクショナルテクノロジー教授のPeggy Benton氏、ペランダ・コンサルティング社長（前ウォーリック大学学術・専門能力開発センター副所長）であるJay Dempster氏、シドニー大学教授学習研究所長であるKeith Trigwell氏、名城大学副学長である池田輝政氏を招き、FDに関する組織的な取り組みとICT活用の関連について、講演と質疑応答が行われた。

Benton氏は、デジタル環境で育った学生を対象に教育を効果的に行っていくには、教員側もICTのスキルを身に付けていかなければならず、ICTを活用したプロジェクト・ベースド・ラーニング（PBL）といった実社会に見合った新しい教育方法をどんどん取り入れていくべきである、と述べた。次に、Dempster氏は、高等教育におけるICT活用に関する英国の国家的取り組みを紹介し、現在の課題は、教員が従来とは違った役割を担っていかなければいけないことにあり、FDとは、そういう教員の役割変化をスムーズに促していくことにその重要性がある、と指摘した。Trigwell氏の講演では、教育におけ

#### 基調講演

##### 「新たなテクノロジーと新たな学習：

##### 教員、学生、組織の変容」

バージニア工科大学の副学長補佐であるAnne H. Moore氏は、時代の変化にともない、大学という



Anne H. Moore  
副学長

組織も根本的変容が必要とされてきており、根本的変容を成し遂げるためには、組織内の「変革に対する不安」を克服していかなければならない。それには、組織内で信頼関係を築き上げ、教員が恥を気にせず新しいことに挑戦でき

る効果的なICT活用の意味が説明され、FDを効果的に行うには、まず、学習とは何かを考えなければならず、学習に対する二つのアプローチ、表層的アプローチと深層的アプローチ、について説明した。ICTを活用するにあたって、学生のどのような学習を促進したいのかを考えるべきで、FDで強調しなければいけないのは、技術的なICT活用ではなく、教育方法の根本的見直しである、と述べた。池田氏は、教育の取り組みの改善に関して、教育理論・方法モデルを理解することが大切であり、教員にあったICTのツール・環境を選んだ上でそれを実践していくことが大切である、と指摘した。

質疑応答における教育能力の指標に関する質問に対して、英国では、機関の認証評価のための国家レベルの指標があり、またリーグ表といったもの等他にも様々なレベルの指標がある。オーストラリアでは、国家レベルで学生の卒業後に大学経験に関するサーベイが行われており、その結果によって運営費の配分が決定される、というものがある。また、FDの成功についての指標に関する質問では、分野によって違いがあるが、FDにより教員の教育に対する満足度が高まることが挙げられた。

## 第二セッション

### 「諸外国の高等教育機関におけるICT活用による教育力向上に向けての教育手法の改善に関する取り組み」

第二セッションは、NIMEの苑復傑教授の司会により、アルバータ大学アカデミックディレクターであるHeather Kanuka氏、プリマス大学教育学部教授のAndrew Hannan氏、淑明女子大学教育学習センターディレクターであるJae-Kyung Lee氏の代理で東国大学教育学部准教授のNamin Shin氏、帝塚山大学経済学部教授である中嶋航一氏を招き、それぞれの大学で行われているICT活用による教育手法改善に関する取り組みが紹介された。

Kanuka氏の講演では、カナダ最大の遠隔教育大学であるアサバスカ大学で行われた教育支援に関するアンケート調査結果の報告があり、ICTの使い方、ICTを使った効果的な教授方法、コミュニティ形成などのコミュニケーションスキル、学習プロセスの管理方法、の4点



会場には多くの参加者があった

がFDのトピックとして重要であることが判明した、と報告した。Hannan氏の講演では、効果的なFDとは、ICTを活用して効果的な教育を達成するための支援をするところであり、ICT活用に対する教員からの反発を軽減するには、できるだけ教員同士の話し合いの場を設けるようにし、ICT活用に関する決定権が教員側にあることを認識してもらうことである、と述べた。Shin氏の講演では、ICT活用を教員に広めるためには、トップダウンのアプローチではなく、教員の自主性を尊重しながら、時間をかけて教員と支援スタッフのパートナーシップを築き上げていくことが大切である、と述べた。中嶋氏は、教員がICTを活用しやすくするために、教員のオンラインコミュニティを形成し、オンライン上の教材の質と量を高めようとした試みであるTIESというeティーチングのシステムを紹介した。

質疑応答では、教員のICT活用のインセンティブを高めるにはどうしたらよいか、の質問に対し、金銭的なものより、評価につながるようなものの方が効果が高かった事例を紹介した。また、ICT活用に対して反発的な教員に対し、どのようにICT活用を勧めていったらよいか、という問いに対しては、ICT活用を押し付けるのではなく、授業改善のためのニーズをまず教員と話し合い、そのニーズを満たすためのICT活用、という観点から進めていくべきである、との回答があった。

今回のシンポジウムのまとめとして以下の3点が挙げられる。

1. ICT活用に関して、教育の質の向上という観点から始めること。決して、ICT活用という意識から始めないこと。
2. ICT活用教育において重要なのは、深層的学習や能動的学習を促進するような学習方法を可能にすることであり、情報の一方的伝達というような表層的学習ではICT活用教育の効果は上がらない。
3. 教員のICT活用による教育力向上には、トップダウンで押し付けるのではなく、教員がICT活用についてざっくばらんに話し合える場を形成することが大切であり、教員のニーズに耳を傾けることから始めなければならない。

注 この国際シンポジウムは、下記のアドレスでストリーミング配信を公開しています。

<http://p4web.nime.ac.jp/p4web3/public.asp>

また、シンポジウムの結果については、今年度中に報告書を作成し、大学等への配布とホームページへの掲載を予定しております。

## 大学のICT活用教育の立ち上げ支援

NIMEは国の施策である国内の高等教育機関におけるインターネット等を活用した遠隔教育の推進のために、これまでも様々な研究開発や事業を進めています。大学が組織的にICT活用教育を進めるにあたって様々な課題があることが、NIMEが行った調査研究の結果から分かっています。その中にはシステム開発やコンテンツ開発、またWeb上にコンテンツを掲載することにより、従来の対面授業では起こらない新たな著作権処理が発生するなど、効果的にまた組織的にICT活用教育を進めるスキルやノウハウが必要とされていることが含まれています。

これらの課題解決のために、下記のこれまでのNIMEが有するツールやシステム、また、ICT活用教育を効果的に進めるための研究成果などを基盤にして、NIMEの教職員が大学への個別協力を含めて様々なICT活用教育の立ち上げに協力していきます。

### 1. 環境構築支援

NIMEでは、大学における開発費用負担や稼働を低減し、多くの大学が共有して使えるツールやシステムを開発して、サービスを行っています。その中には、NIMEのサーバにアクセスして利用できるK-tai CampusとREAS (Real-time Evaluation Assistance System) があります。

K-tai Campusは携帯電話を使って教務情報や講義情報などをWebや電子メールにより配信するシステムです。大学、学部、学科、講義単位で利用できるもので、既に全学あるいは学科単位で利用している大学もあります。掲示板で行っていた教務連絡や講義での課題提出など学生とのコミュニケーションにも利用できます。

REASは映像をシーン別に評価できるもので、映像を教材とした学習評価に利用できます。またPCや携帯電話を用いたアンケート調査、自動集計の機能を有しており、学生を対象とした調査や授業中の学生の理解度をみるリアルタイムの回答集計などにも利用できます。

このようにNIMEのサーバに利用者等を登録することによって簡易に利用できるシステムの他に、Webからソフトウェアをダウンロードして協調学習で利用できるツールなどを提供しています。また、eラーニングで利用するLMS (学習管理システム: Learning Management System) の開発も進めており、大学等で利用できるようにする予定です。

また、コンテンツの共有・再利用を大学が行いたい場合には、NIME-glad (能力開発学習ゲートウェイ)

へのコンテンツ登録により利用ができます。将来は、著作権処理や有料化に対応する機能を提供できます。

NIMEの研究開発成果以外にも、ICT活用教育環境整備における一般的なシステム利用などに関する協力を行っています。

### 2. 学習教材開発支援

eラーニングで提供する教材としては「教えるための教材」ではなく、学習者が「自ら学べる教材」を制作することが必要です。このような視点からのコンテンツ開発にインストラクショナルデザイン(ID)の手法は欠かせません。NIMEではこれまでもIDに基づく効果的な学習コンテンツ制作に関するNIME内での集合研修を行っています。さらに、大学への出前研修など多くの研修を実施します。

高等教育におけるeラーニング用教材として、映像と資料を同期させたコンテンツが多く用いられていますが、映像と資料のどちらに重きを置くかは、学習内容や場面によって変わります。このような素材の大きさやレイアウトを自由に変えてコンテンツ制作が可能な学習コンテンツオーサリングツールを開発して大学へ提供していきます。

また、NIMEには授業を撮影できるスタジオが備わっており、前述した学習コンテンツを制作できる環境が整っています。



収録・編集スタジオ

# 大学のICT活用教育の立ち上げ支援

## ▶環境構築支援

学習・授業管理システム利用への協力  
携帯電話やPCを用いた授業支援・教務支援システムの提供と立ち上げ

## ▶学習教材開発支援

インストラクショナルデザインに基づく効果的な学習コンテンツの作成方法  
ICT活用教育において発生する著作権問題や、その処理に関する助言  
学生の学力向上のためのeラーニングの提供に関する協力

## ▶学習運用支援

eラーニングの質を向上させるために考慮すべき視点

## ▶海外の先進的な事例紹介

海外の高等教育機関における先導的なeラーニングの取組み、組織体制  
質保証の取組みなどの情報提供

大学はNIMEの支援を得ながら、スタジオ設備を使って学習コンテンツを制作することもできます。

さらにICT活用教育を推進していく場合には、それを支援する組織的な支援が必要になります。また、学習教材をWeb上で提供する場合には、従来の対面授業では問題とならなかった著作物の利用判断、利用許諾が必要と判断された場合の許諾処理を行う必要が出てきます。実際の教材の制作やWeb上に掲載する技術も必要となります。これらの技術の修得と実践を全ての教員に負わせることは困難であり、体制の破綻を招きかねません。そのため、これらの著作権処理に関する人材や前述したIDに基づく効果的な学習コンテンツ設計、また、具体的なコンテンツ開発を支援する人材が欠かせません。NIMEでは、このようなICT活用教育を支援する人材のスキルやノウハウの育成に協力します。人材育成研修プログラムの策定や、その実践への教員の派遣協力も行います。

NIMEでは前述したICT活用教育を支援する人材育成の他に、学生の能力開発支援も行っています。基礎学力不足からリメディアル教育(学力補償教育)の必要性が多くの大学で出されていますが、そのためのプレースメントテストの実施や、企業が求める能力育成などの支援を行っています。NIMEのサーバにアクセスすることにより、eラーニングにより学習できる環境を充実させています。これらの学生の能力育成を組織的に実践することを希望する大学への相談にも応じています。

### 3. 学習運用支援

eラーニングを含めたICT活用教育を進める場合には、教員支援や学習者支援の内容と体制作り、また、システム運用などの組織的な体制作りが重要となるだけでなく、学習の質を保証する機能を組織が有する必要があります。これらの体制は大学の規模やeラーニングの実施目的などによって変わりますが、大学の状況に合わせて、効果的な学習の

ための方法を大学と一緒に考えていきます。

### 4. 海外の先進的な事例紹介

NIMEは海外のICT活用教育推進機関、評価機関、高等教育機関、国際標準化機関などと太いパイプを有しており、様々なテーマに関してこれらの機関の活動状況や先導的な取り組みに関する調査研究を実施しています。また、それらの成果を報告書としてまとめ、全国の大学等へ配布しています。最近では効果的な学習成果を生むためのeラーニングの質保証やICTを活用することによる効果的なFD (Faculty Development) に関する海外調査を進めています。また、オンラインテストなどに見られる国際標準化の動きをフォローし、標準化に対する窓口として、これらの情報を国内の大学等に伝えていきます。

海外のICT活用教育は国内に比較して非常に進んでいます。それらの成果をそのまま、国内に転用することは難しく、部分的に国内の状況に適合させていく必要があります。これらの海外の事例を基に、百数十もの質保証の視点をまとめています。海外の状況を常にウォッチしながら、最新の情報を伝えていきます。

NIMEでは、上記の内容に関して、大学からの要望があった場合に、可能な限り大学等を訪問して個別にICT活用教育の立ち上げのお手伝いを行っていきます。ただし、依頼内容と量によっては個別に対応できない場合もあります。そこで、できるだけ多くの大学に貢献できるよう、ICT活用教育推進のために大学等から要望される事項に対して回答や参考となる情報を掲載したガイドブック制作にも取り組んでいます。

問い合わせ先：研究開発部 山田恒夫  
TEL : 043-298-3268  
e-mail : yamada@nime.ac.jp

## 「ICT活用教育と著作権」フォーラム

情報通信技術の進展に伴い、eラーニングをはじめとするICT活用教育の導入や普及が進んでいます。学校教育においては多様な著作物が利用されていますが、従来型の対面授業とICT活用教育とでは著作権法上の取扱いに差があるため、ICT活用教育を実践していく上で様々な著作権に関する課題も生じています。

そのため、NIMEでは、ICT活用教育の実践事例、著作権に関する課題や対応等についての情報や認識の共有を目的に、9月26日に、東京国際交流館プラザ平成国際交流会議場で「ICT活用教育と著作権フォーラム～ICT活用教育における著作権を考える～」を開催し、164名が参加しました。

フォーラムでは、冒頭、清水康敬NIME理事長から「大学ではICT活用教育が進められているが、著作権への対応が課題になっている。このフォーラムでは、ICT活用教育推進のための著作物利用促進の仕組みを考えていきたい」と挨拶がありました。

また、荒井克弘東北大学副学長が「ICT活用教育への取組について」と題して基調講演を行い、東北大学のeラーニングをはじめとするICT活用教育の現状と課題、取組状況等について説明がありました。続いて、北村行夫虎ノ門総合法律事務所弁護士が「ICT活用教育における著作権上の問題や課題」のテーマで講演し、著作権法の仕組みについて説明し、「教育だからといって著作物を自由に使えるようにはならない。著作権者の許諾を得るための仕組みを考えていくことが必要だと思う」との発言がありました。

次に、「ICT活用教育における著作権の課題や対応について」をテーマに、清水理事長の司会により末吉互末吉総合法律事務所弁護士、金原優日本書籍出版協会副理事長、日向央TBSテレビ編成制作本部編成局コンテンツ&ライツセンターメディアライツ推進担当局長、鈴木恒雄金沢大学総合メディア基盤センター長、中野裕司熊本大学教授、尾崎史郎NIME教授がパネルディスカッションを行いました。

パネルディスカッションにおいて、末吉弁護士は「大半の法律は多くの人は違反しないが、著作権法



清水理事長



荒井副学長

は往々にして違反が起きている。場合によっては、違反により研究者生命が絶たれる恐れもあり、行為規範として考えなければならない」と指摘した上で、著作物の利用許諾を得るときのポイントを説明しました。金原副理事長は「出版社は著作権の伝達者であり、著作物を広く利用していただきたいと考えている」として、出版系の著作権管理団体の現状などを説明し、新しい許諾システム構築に向けた課題について発言がありました。日向局長はテレビ番組には多くの著作権者が関係していることについて具体事例をもとに説明しました。鈴木センター長は、大学でのICT教材作成と著作物の利用の状況について説明し、「写真、新聞記事、ビデオなど教育効果の高い著作物はたくさんあり、安価で利用できるシステムが欲しい」との発言がありました。中野教授は、熊本大学のICT活用教育の実情を紹介するとともに、他のウェブサイトへのリンクを使った著作物の活用方法の可能性を訴えました。尾崎教授は、「ICT活用教育を推進するためには新たな権利制限規定が必要であり、教育関係者が具体的な提案をする必要がある」と述べました。

その後、「著作物かどうかの判断」「許諾なしに使える著作物」「リンク活用の可能性」「許諾を受ける方法」「著作物の共有・再利用」などについて論議が行われました。



パネルディスカッション

## ■教育著作権セミナー（判例解説）開催のお知らせ

教育著作権セミナーの上級コースとして、教育著作権セミナー（判例解説）を開催します。

このセミナーは、著作権に関する裁判においてどのような点がポイントとなったかを知ることにより、著作権法についての理解を深め、著作物の教育利用等に関するより実践的な能力を身につけることを目的として、判例解説を中心とした講義を行うとともに、具体事例等について検討していきます。

- 開催日時 11月27日(火) 13:30~17:00
- 会場 NIME 北棟(研究棟) ラウンジ
- 講師 尾崎史郎 NIME教授  
(元文化庁著作権課マルチメディア著作権室長)
- 対象 大学等の教員・事務職員、その他の関係者
- 定員 30人
- 参加費 無料



昨年度教育著作権セミナー

セミナーの詳細及び参加申込は、ホームページ  
<http://www.nime.ac.jp/seminar/> をご覧ください。

## ■共催セミナーのご案内

各大学等が、ICTを活用した教育のためのインストラクショナルデザイン入門、著作権などのセミナーを開催するにあたり、近隣大学等へも参加を呼びかけて実施する場合に、NIMEが共催セミナーとして協力しています。

共催セミナーの開催にあたっては、NIMEがセミナーの企画、講師派遣等を担当し、大学等は、会場の提供、受講者の募集等を担当していただきます。

共催セミナーを希望される場合は、下記の「申込・問合せ先」にご連絡ください。



東京大学会場でのセミナー

【申込・問合せ先】メディア教育開発センター事業推進部ICT活用教育推進課  
 Tel: 043-298-3102 Fax: 043-298-3477 e-mail: [it-semi@nime.ac.jp](mailto:it-semi@nime.ac.jp)

## ■SCSアナウンスメント

平成19年11月から12月までのSCS利用申込の中から、視聴・参加が可能なものをご紹介します。視聴・参加希望がありましたら議長局機関のSCS担当部署までご連絡ください。

なお、本表の開始・終了時刻は衛星回線の利用時間ですので、詳細は、議長局機関にお問い合わせください。

月 日	開始時刻	終了時刻	種 別	内 容	議 長 局
11/12	13:30	16:10	講演会	衛星通信教育セミナー2007 IT時代の新衛星通信システムと最前線の天文学研究	NIME
12/12	13:30	17:00	研修会	府省共通研究開発管理システム(e-Rad) 研究機関向け説明会	NIME
12/14 12/15	13:30 9:00	17:30 12:00	講演会	第15回 岐阜シンポジウム 地方国立大学の挑戦(仮題)	車載局 (岐阜大学)

# Ask-ME に寄せられた質問のご紹介

▶▶▶ <http://ask-me.nime.ac.jp/>

Ask-MEにお問い合わせいただいた質問の中から、多くの方に参考となるとと思われる質問とその回答を掲載させていただきます。

分野	教育に関する著作権	
質問	内容	
	<p>シラバスについて</p> <p>Q1. 大学の講義で事前に学生に講義内容を知らせるいわゆるシラバスの著作権は、原著者である大学教授員に帰属するのか。</p> <p>Q2. もしそうであれば、大学のホームページにシラバスを掲載する際、あるいは本人が授業で配布する以外の配布を行う場合には、担当教員より許諾が必要となるが、その理解でよいか。</p> <p>Q3. (許諾の手続き等については別途お尋ねしたいの</p>	<p>だが) 本学ではシラバスは必ず作成されていることから、職務上作成するもので、法人著作の要件に合致すると認識している。この場合、別途学内規程を設けることにより、大学に著作権が帰属するように定め、個別の許諾は不要、とすることは可能か。</p> <p>Q4. 規程を設ける場合、どのような規程とすることが考えられるか。就業規則か。また、雇用契約を締結している場合には、契約書においても職務上作成した著作物の帰属を定めるべきか。</p>
回答	<p>A1. まず、シラバスの著作権者について考えます。通常、シラバスには教員名も書かれています。この教員名をシラバスの著作権者の表示と見ると、単に授業担当者を表示しているにすぎないと見るかによって、法人著作になり得るかどうか異なることとなります。</p> <p>しかし、一般にシラバスは、大学の考え方を示しているというよりは、授業担当教員が自分ではどのような授業を行うかを示している場合が多いため、大学の法人著作というよりは、教員が著作者と考える方が適切と思われます。</p> <p>教員が著作者とすれば、著作権が大学に譲渡されていない限りは、著作権はその教員に帰属することになります。</p> <p>A2. シラバスの著作権を教員が有しているのであれば、そのシラバスを利用する場合は、教員の許諾が必要ということになります。</p> <p>なお、シラバスは、授業内容を学生等に示すために作成するものであり、シラバスを大学に提出するということは、その範囲内での利用については許諾していると考えられること</p> <p>能です。(どこまで許諾しているかについて不明確になることが考えられますから、作成依頼時に、どのように利用するか明記しておくことが望ましいと思います)</p> <p>A3. 法人著作になる可能性がゼロとはいえませんが、A1で述べたように、教員が著作者と考える方がよいと思います。なお、学内規程等により著作権を大学に譲渡することは可能です。</p> <p>しかし、大学に著作権を譲渡した場合、その教員が退職後又は非常勤講師として他大学等で類似の授業を行う場合、類似のシラバスを作成すれば大学の著作権を侵害することになります(元の大学の許諾が必要になります)ので、教員の立場からすれば、かなり抵抗があると思います。</p> <p>A4. 就業規則や雇用契約に規定を設けることは可能ですが、具体的な規定については、学内でよく検討してください。(職務上作成した著作物の著作権を全て法人帰属させることが適切かどうかは疑問です。回答作成者の個人的な意見を申し上げますれば、そのような規定のある大学に勤務したいとは思いません)</p>	

分野	教育に関する著作権	
質問	内容	
	<p>テレビで放送された番組をDVDに録画して、授業の中で学生に見せる場合、著作権の問題はないと思いま</p>	<p>すが、授業終了後に学生に貸し出すことについては問題がありますか。</p>
回答	<p>テレビで放送された番組をDVDに録画して、授業の中で学生に見せる場合、著作権法上、録画は複製、見せることは上映に該当しますが、授業で使用するために複製することは第35条第1項で認められており、非営利・無料で上映することは第38条第1項で認められていますので、権利者の許諾なしに行うことができます。</p> <p>しかし、授業終了後に学生に貸し出すことは、目的外使用とな</p> <p>りその時点で複製したものとみなされます(第49条第1項)。そのため、貸し出すために複製したことになり、その複製については権利者の許諾が必要となります。</p> <p>また、テレビ番組は著作権法上映画の著作物に該当する場合がありますと思われるが、映画の著作物の頒布(譲渡又は貸与すること)については、非営利・無料であっても権利者の許諾が必要になります。</p>	

## 独立行政法人メディア教育開発センター

〒261-0014 千葉県千葉市美浜区若葉2丁目12番  
TEL 043-276-1111(代表) FAX 043-298-3472  
URL <http://www.nime.ac.jp/>

### 交通案内

- 交通機関利用
  - JR総武線幕張駅・京成千葉線京成幕張駅下車、幕張の浜方向へ1km(徒歩約15分)
  - JR京葉線海浜幕張駅下車、幕張駅方向へ1km(徒歩約15分)
- 車利用
  - 首都高速→京葉道路→幕張I.C.→国道14号線幕張5丁目信号幕張の浜方向へ右折400m
  - 首都高速(湾岸線)→東関東自動車道→湾岸習志野I.C.→国道357号線→1km(2つ目の信号幕張駅方向へ左折)

